

資料 1

滋 水 第 1 3 4 号
令和 6 年(2024 年) 3 月 6 日

滋賀県内水面漁場管理委員会
会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



遊漁規則の変更認可について (諮問)

標記の件について、下記の漁業協同組合から申請がありました。申請内容を審査したところ、遊漁規則の変更は妥当であると認められますので、認可するにあたり漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

申請者：姉川上流漁業協同組合 (内共第 9 号第 5 種共同漁業権遊漁規則)

姉川上流漁業協同組合の遊漁規則の変更認可について

1. 遊漁料金の改定について

(1) 変更の内容

- ・遊漁承認証のオンラインシステムでの販売に合わせ、関係条項を次のとおり改める。
遊漁料の納付義務、納付方法、承認証、遊漁に際し守るべき事項（関係部分抜粋）

新			旧		
(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)			(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 前項の規定による申請は口頭、 <u>遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域および遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出、またはオンラインシステムにより</u> しなければならない。			2 前項の規定による申請は、口頭または遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出によりしなければならない。		
(略)			(略)		
(遊漁料の額及び納付方法)			(遊漁料の額及び納付方法)		
第7条 (略)			第7条 (略)		
2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所または組合が <u>指定するオンラインシステム</u> においてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に網漁具の場合は2,000円以下、その他の場合には1,000円以下を加算した額とする。			2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所においてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に網漁具の場合は2,000円以下、その他の場合には1,000円以下を加算した額とする。		
名称	住所	電話番号	名称	住所	電話番号
姉川上流漁業協同組合事務所	米原市吉槻 785 番地	090-3488-4064	姉川上流漁業協同組合事務所	米原市吉槻 785 番地	090-3488-4064
その他組合の掲示場に掲示する場所			その他組合の掲示場に掲示する場所		
(遊漁承認証に関する事項)			(遊漁承認証に関する事項)		
第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む)を遊漁者に交付するものとする。			第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。		
(1) 承認を受けた者の氏名、住所			(1) 承認を受けた者の氏名、住所		
(2) 承認期間			(2) 承認期間		

<p>(3) 魚種</p> <p>(4) 漁具・漁法</p> <p>(5) 遊漁区域</p> <p>(6) 遊漁料の額</p> <p>(7) 注意事項</p> <p>(8) その他参考となるべき事項</p> <p>(9) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>	<p>(3) 魚種</p> <p>(4) 漁具・漁法</p> <p>(5) 遊漁区域</p> <p>(6) 遊漁料の額</p> <p>(7) 注意事項</p> <p>(8) その他参考となるべき事項</p> <p>(9) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所または漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>
--	---

(2) 変更を必要とする理由

- ・遊漁者の利便性の向上および遊漁料徴収、遊漁券発行事務の効率化を図るため、オンラインシステムを導入する。

(3) 変更の妥当性

- ・遊漁者の利便性の向上および組合事務の効率化のため、遊漁承認証のオンラインシステム導入にかかる関係条項の整理であり妥当である。